

一般競争入札

福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務

入札説明書

令和7年10月
福島県福島北警察署
会計課

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県福島北警察署長 小 林 健 一

2 入札に付する事項

- (1) 件 名 福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務 一式
- (2) 業 務 仕 様 等 仕様書による。
- (3) 供 給 期 間 令和7年12月の検針日から令和8年12月の検針日前日まで
- (4) 供 給 場 所 福島北警察署瀬上交番ほか8施設

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に、この入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類等を添付して、5(1)に示す場所に郵送又は持参により、当該資格の確認の申請をすること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本など）

イ 電気事業法第2条の2の規定により小売電気事業者としての登録を受けていることを証明する書類

ウ 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第6条に定める資格要件を満たしていることを証明する書類（令和6年度に取得したもの）

- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。

5 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所

郵便番号 960-0231

住 所 福島県福島市飯坂町平野字江合 2 - 8
福島県福島北警察署会計課

電話番号 024(554)0110

(2) 入札説明書及び入札等関連資料の配付期間

令和 7 年 10 月 9 日（木）～令和 6 年 10 月 23 日（木）

午前 9 時～午後 5 時の間

※ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。

(3) 資格確認申請書の提出場所及び提出期限

ア 場所 (1) に同じ

イ 期限 令和 7 年 10 月 23 日（木） 午後 5 時（必着）

なお、申請書類は郵送可とする。（提出期限内必着とする。）

(4) 入札及び開札の日時及び場所

令和 7 年 11 月 6 日（木） 午後 1 時 30 分

福島県福島北警察署 3 階大会議室（福島市飯坂町平野字江合 2 - 8）

なお、郵送による入札は不可とする。

6 入札書の提出方法

(1) 入札書は、指定の入札書（様式 3）に必要とする事項を記載し、5 (4) に規定する日時及び場所へ提出すること。

(2) 入札書には、次の事項が記載されていなければならない。

ア 入札者の住所、商号又は名所及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。

なお、押印は省略することができるが、この場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

イ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。

ウ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印（押印は省略可）をすること。

(3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格確認通知書の写し

イ 委任状（様式 4）※代理人が出席し、入札する場合

ウ 積算内訳書（様式 9）※初回入札時に限る

7 入札金額等

(1) 入札金額は、契約アンペア、契約電力若しくは契約容量に対する単価（基本料金単価という。（小数点以下を含むことができる。））及び電力使用量に対する単価（電力量料金単価という。kWh 単価（小数点以下を含むことができる。））を根拠とし、県が

提示する契約アンペア、契約電力若しくは契約容量及び予定使用電力に基づき算出した12月分の総額とする。

- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 積算内訳書の提出

- (1) 入札書には、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書（様式9）を添付すること。ただし、再入札、再々入札にあつては、落札者のみ開札後速やかに提出すること。
- (2) 使用電力量に応じて単価が変わるときは、その根拠となる単価及び計算式を明示し積算内訳書に記載すること。
- (3) 積算内訳書は、返却しない。
- (4) 入札書の入札金額が積算内訳書の金額と符合しない場合において、入札者は、内訳金額の補正を求められたときは、直ちに入札金額に基づいてこれを補正しなければならない。

9 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、5(4)に掲げる日時までに入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手に当たっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証したものに限る。）で納めるものとするか又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項各号（別記）のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金の納付の免除を申請する場合は、以下の書類により5(3)に掲げる期日までに提出すること。ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は入札時に提出するものとする。

ア 入札保証金納付免除申請書（様式5）

イ 履行実績証明書（様式6）

ウ 供給実績証明書（様式7）※イに伴い必用とする場合

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条及び第253条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を5(3)に掲げる日までに5(1)に掲げる連絡先へ申し出ること。

10 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、5(4)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札に先立ち、入札者は6(3)で指定する書類の確認を受けるものとする。
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認をうけること。

- (3) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- (4) 開札の結果、予定価格に達した入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付することができるものとする。
なお、入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合は、再度入札について棄権したものとする。
- (5) 再度入札に付しても、なお、落札者が決定しない場合、1回に限り再度入札に付することができるものとする。

11 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県福島北警察署長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

12 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本説明書について疑義がある場合は、一般競争入札仕様書等に関する質問書（様式8）により、令和7年10月15日（水）午後5時までに発注者に説明を求めることができる。
発注者は、福島県福島北警察署ホームページに一般競争入札仕様書等に関する回答書（様式8）を掲載する方法により回答する。
- (2) 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。
なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号のいずれかに該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（以下「談合」という。）した者
 - ウ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

13 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不隠の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名、押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載のない入札も含む。）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札
- (11) その他県において特に指定した事項に違反した入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。
この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることができる。

16 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするが、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出することができる。
- (3) 財務規則第229条第1項各号（別記）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

17 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において、落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内（落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、発注者が指定した期日まで）に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者が、上記(1)の定める期限内に契約書を提出しないときは、落札を取消しすることがある。
- (4) 本契約は、入札の際に提出される内訳書に記載された単価に基づく単価契約とする。
契約単価は、内訳書に記載された単価の金額とし、当該金額に銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

18 契約条項

契約書（案）及び財務規則による。

19 その他

- (1) この入札説明書に疑義がある場合は、入札者はその疑義について入札前において（様式8）により説明をもとめることができる。
- (2) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止するものとする。
なお、その場合における損害は入札者の負担とする。

20 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-0231

住 所 福島県福島市飯坂町平野字江合2-8

所 属 福島県福島北警察署会計課

電話番号 024(554)0110

別 記

福島県財務規則（抜粋）

（入札保証金の減免）

第249条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有し、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。
- (3) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) その他別に定めるとき。

2 （略）

（契約保証金の減免）

第229条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2項の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が100万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1件500万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1件500万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1件300万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

- (10) 除染作業業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の請負代金の額に100分の10（建設工事又は製造以外にあつては100分の5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に100分の5を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の2倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1件の契約金額が500万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第1号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

仕 様 書

1 概要

- (1) 件 名 福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務
- (2) 対 象 施 設 別紙1のとおり
- (3) 業種及び用途 別紙1のとおり

2 仕様

- (1) 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、受電方式等
 - ア 供給電気方式 別紙1のとおり
 - イ 供給電圧（標準電圧） 別紙1のとおり
 - ウ 計量電圧（標準電圧） 別紙1のとおり
 - エ 標準周波数 別紙1のとおり
 - オ 受電方式 別紙1のとおり
 - カ 蓄熱式負荷設備等の有無 別紙1のとおり
- (2) 契約種別、予定使用電力量等
 - ア 契約種別（契約アンペア、契約電力、契約容量） 別紙2のとおり
 - イ 予定使用電力量 別紙2のとおり
 - ウ 通年の電力使用状況 令和4年度、令和5年度及び令和6年度実績（別紙3－1から3－3）を参照のこと。
- (3) 供給期間
令和7年12月の検針日から令和8年12月の検針日前日まで

3 その他

力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

なお、入札金額の算定に当たっては、力率は85%とし、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金は考慮しないこと。

別紙2

契約電力及び予定使用電力

対象施設	契約種別	契約アンペア 契約容量 契約電力	予定使用電力量(kWh)												
			令和7年 12月	令和8年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
1 福島北警察署瀬上交番	従量電灯B	60(A)	622	1,006	797	830	543	348	328	531	645	582	413	440	7,085
2 福島北警察署笹谷交番①	従量電灯C	10(kVA)	921	1,262	1,089	1,125	486	160	182	456	700	701	415	554	8,051
3 福島北警察署笹谷交番②	低圧電力	5(kW)	1,048	1,438	1,278	1,145	1,246	1,089	904	1,021	1,044	664	676	874	12,426
4 福島北警察署飯坂幹部交番①	従量電灯C	10(kVA)	1,023	1,260	1,113	1,100	1,022	991	838	934	932	914	913	1,004	12,045
5 福島北警察署飯坂幹部交番②	低圧電力	14(kW)	1,046	1,675	1,488	1,252	480	154	244	652	919	651	186	273	9,022
6 福島北警察署茂庭駐在所	従量電灯B	30(A)	406	603	533	480	343	271	211	344	442	359	220	298	4,509
7 福島北警察署藤田駐在所	従量電灯B	40(A)	334	403	387	361	286	259	309	519	529	452	264	270	4,372
8 福島北警察署大木戸駐在所	従量電灯B	40(A)	344	446	374	343	256	233	213	302	325	300	269	306	3,713
9 福島北警察署伊達崎駐在所	従量電灯B	30(A)	355	466	396	352	296	279	279	481	621	476	278	328	4,607

別紙3－1

○ 令和4年度実績(令和4年9月～令和5年8月分)

使用量（kWh）													
対象施設	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
1 福島北警察署瀬上交番	434	411	404	431	737	503	532	424	348	314	526	679	5,743
2 福島北警察署笹谷交番①	960	847	1,092	1,141	1,269	1,319	1,092	374	146	140	417	766	9,563
3 福島北警察署笹谷交番②	374	106	403	704	1,174	1,306	695	1,231	1,117	897	1,047	938	9,992
4 福島北警察署飯坂幹部交番①	951	926	1,056	973	1,147	1,191	1,068	1,054	1,026	878	966	1,034	12,270
5 福島北警察署飯坂幹部交番②	522	191	274	889	1,528	1,796	954	236	180	251	637	1,085	8,543
6 福島北警察署茂庭駐在所	287	200	303	401	597	590	441	313	262	197	268	350	4,209
7 福島北警察署藤田駐在所	397	238	258	339	378	374	335	274	222	273	449	417	3,954
8 福島北警察署大木戸駐在所	321	289	350	411	480	398	307	251	246	226	327	398	4,004
9 福島北警察署伊達崎駐在所	457	317	380	339	379	335	333	294	304	268	403	588	4,397

別紙3－2

○ 令和5年度実績(令和5年9月～令和6年8月分)

使用量（kWh）													
対象施設	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
1 福島北警察署瀬上交番	611	360	423	581	1,015	833	964	670	362	357	541	672	7,389
2 福島北警察署笹谷交番①	630	185	327	782	1,288	1,002	1,260	545	167	202	384	661	7,433
3 福島北警察署笹谷交番②	577	748	1,199	1,200	1,612	1,259	1,425	1,295	1,071	991	1,044	1,157	13,578
4 福島北警察署飯坂幹部交番①	952	846	1,025	1,038	1,314	1,046	1,104	971	973	812	870	861	5,527
5 福島北警察署飯坂幹部交番②	818	163	320	985	1,681	1,182	1,501	558	134	243	547	798	8,930
6 福島北警察署茂庭駐在所	399	206	308	405	588	484	473	320	266	216	308	485	4,458
7 福島北警察署藤田駐在所	409	247	263	354	389	374	375	313	283	333	497	538	4,375
8 福島北警察署大木戸駐在所	340	264	282	305	395	339	367	277	243	213	262	282	3,569
9 福島北警察署伊達崎駐在所	533	259	276	264	326	297	284	261	252	242	345	542	3,881

別紙3－3

○ 令和6年度実績(令和6年9月～令和7年8月分)

使用量（kWh）													
対象施設	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	合計
1 福島北警察署瀬上交番	701	468	493	855	1,266	1,055	995	534	335	314	525	583	8,124
2 福島北警察署笹谷交番①	512	213	242	841	1,230	946	1,023	539	167	204	567	673	7,157
3 福島北警察署笹谷交番②	1,042	1,173	1,020	1,239	1,529	1,269	1,314	1,212	1,078	824	972	1,037	13,709
4 福島北警察署飯坂幹部交番①	838	966	932	1,059	1,319	1,101	1,129	1,042	975	824	967	901	12,053
5 福島北警察署飯坂幹部交番②	613	203	225	1,265	1,817	1,487	1,301	647	148	239	772	875	9,592
6 福島北警察署茂庭駐在所	390	255	283	413	624	524	525	396	285	220	456	490	4,861
7 福島北警察署藤田駐在所	550	306	289	309	442	414	372	271	271	320	610	632	4,786
8 福島北警察署大木戸駐在所	240	255	287	315	463	386	356	241	209	201	318	296	3,567
9 福島北警察署伊達崎駐在所	438	259	328	461	694	557	439	332	282	328	694	732	5,544

一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

福島県福島北警察署長 様

住 所
商号又は名称
代表者職・氏名
電 話 番 号
F A X 番 号
作成担当者職・氏名

「福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務」に係る一般競争入札参加資格の確認を受けたいので、入札参加に必要な資格要件等について下記のとおり申請します。

なお、下記1に掲げる資格要件に全て該当する者であること、また、下記2の添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に、この入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業者として登録を受けている者であること。
- (5) 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしている者であること。

2 添付書類（提出書類に○を付けること）

- () 1 履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本など）
- () 2 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により、小売電気事業者として登録を受けていることを証明する書類
- () 3 福島県電力の調達に係る環境配慮方針第5条に定める資格要件を満たしていることを証明する書類
- () 4 入札保証金納付免除申請書（様式5）（入札保証保険により免除を申請する者は、保険証券を納付して、令和7年11月6日（木）入札場所へ持参提出すること。履行実績証明をもって免除申請をする者は、履行実績証明書（様式6）を添付して令和7年10月23日（木）まで提出すること。）

※ 長3封筒を同封すること。なお、封筒には「110円切手」を貼付し、一般競争入札参加資格確認結果通知書の送付先の宛名を記入すること

一般競争入札参加資格確認通知書

年 月 日

商号又は名称 代表者氏名 様

福島県福島北警察署長 印

さきに申請のありました福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務に係る入札参加資格について、下記のとおり確認しましたので、お知らせします。

記

公 告 日	令和 年 月 日		
業 務 名	福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務		
入札参加資格の有無	有	入札保証金	
	無		
	入札参加資格がないと認めた理由		

- (注) 1 入札参加資格がないと通知された方は、理由の説明を求めることができますので、説明を求める場合は、令和7年10月30日（木）午後5時までに、その旨を記載した書面を提出してください。
- 2 この確認通知書は、入札書の開札日に入札執行者から入札参加資格を確認するため提出を求められますので、開札日に必ず写しを持参してください。

様式 3

入 札 書 (見積書)

(総額) 金 額 (税抜き)	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
----------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---

業務名 福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務

上記のとおり入札（見積）いたします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 ⑩

(代理人氏名 ⑩)

(代理人が入札する場合は代理人氏名、押印が必要)

福島県福島北警察署長 小林 健一 様

※ 押印を省略する場合のみ余白に記載
本件責任者
氏名、所属部署名、連絡先（電話番号）

本件担当者
氏名、所属部署名、連絡先（電話番号）

- (注) 1 金額の文字の頭に、¥を付すこと。
2 再度入札の場合は、入札書の前に「再」と記入すること。
3 金額は算用数字とし、訂正しないこと。
4 印鑑は一般競争入札参加資格確認申請書と同じものを使用すること。
5 代理の場合は委任状に押印した代理人の印を押印すること。

様式 4

委 任 状

私は、都合により _____（使用印鑑 _____）を
代理人と定め下記事項を委任します。

令和 7 年 11 月 6 日に執行される福島北警察署瀬上交番ほか 8 施設の電気供給
業務の入札及び見積に関する一切の権限。

令和 年 月 日

福島県福島北警察署長 小林 健一 様

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

印

（押印省略可）

※ 押印を省略する場合のみ余白に記載
本件責任者
氏名、所属部署名、連絡先（電話番号）

本件担当者
氏名、所属部署名、連絡先（電話番号）

入 札 保 証 金 納 付 免 除 申 請 書

令和 年 月 日

福島県福島北警察署長 様

入札参加者 住 所

商号又は名称

代表者職・氏名

⑨

福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務に係る一般競争入札の入札保証金の納付を免除されたく、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 入札保証保険契約を締結したことを証する書面（保険証券）
- 2 入札参加者が、過去2年間に官公署（予算決算及び会計令第99条第9号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行したことを証する履行実績証明書（様式6。ただし、自治体が発注した契約については、証明書に代えて契約書の写を添付することができる。）

（注）提出書類により1又は2に○印を付すこと。
押印は省略することができる。

履 行 実 績 証 明 書

その 1

発 注 機 関	
業 務 名	
履 行 場 所	
契約年月日	
契 約 金 額	

その 2

発 注 機 関	
業 務 名	
履 行 場 所	
契約年月日	
契 約 金 額	

(注) 本様式には、過去 2 年間における契約案件 2 つについて、「その 1」及び「その 2」に記載する。

また、履行実績を証明するものとして、次の書類を添付すること。

- 1 官公署が発注した契約について、契約書の写又は契約書の写しを添付できない場合は、供給実績証明書（様式 7）等、供給の事実を証明する書類を添付すること）
- 2 実績は、県内外、本・支店の別を問わない。

押印は省略することができる。

様式 8

一般競争入札仕様等に関する質問・回答書

令和 年 月 日

入札参加者
住 所
商号又は名称

担当者職・氏名
電 話 番 号
F A X 番 号

公告日	令和 年 月 日
業務名	福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務
質 問 事 項	
回 答 事 項	

押印は省略することができる。

様式9

福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務 積算内訳書

商号又は名称

	対象施設	金 額	備 考
1	福島北警察署瀬上交番		
2	福島北警察署笹谷交番①		
3	福島北警察署笹谷交番②		
4	福島北警察署飯坂幹部交番①		
5	福島北警察署飯坂幹部交番②		
6	福島北警察署茂庭駐在所		
7	福島北警察署藤田駐在所		
8	福島北警察署大木戸駐在所		
9	福島北警察署伊達崎駐在所		
総 合 計			
税 抜 額			円未満切り上げ
消 費 税			

1 福島北警察署瀬上交番【従量電灯B】

年月	契約電力	基本料金単価	基本料金	予定使用電力量(kWh)	電力料金単価			電力量料金計	月額料金
					～120kWh	121kWh～300kWh	300kWh～		
R7.12	60 A			622					
R8.1	60 A			1,006					
R8.2	60 A			797					
R8.3	60 A			830					
R8.4	60 A			543					
R8.5	60 A			348					
R8.6	60 A			328					
R8.7	60 A			531					
R8.8	60 A			645					
R8.9	60 A			582					
R8.10	60 A			413					
R8.11	60 A			440					
								合計	

2 福島北警察署笹谷交番①【従量電灯C】

年月	契約電力	基本料金単価	基本料金	予定使用電力量(kWh)	電力料金単価			電力量料金計	月額料金
					～120kWh	121kWh～300kWh	300kWh～		
R7.12	10 kVA			921					
R8.1	10 kVA			1,262					
R8.2	10 kVA			1,089					
R8.3	10 kVA			1,125					
R8.4	10 kVA			486					
R8.5	10 kVA			160					
R8.6	10 kVA			182					
R8.7	10 kVA			456					
R8.8	10 kVA			700					
R8.9	10 kVA			701					
R8.10	10 kVA			415					
R8.11	10 kVA			554					
								合計	

3 福島北警察署笹谷交番②【低圧電力】

年月	契約電力	基本料金単価	基本料金	予定使用電力量(kWh)	電力料金単価			電力量料金計	月額料金
					その他季節	夏季			
R7.12	5 kW			1,048					
R8.1	5 kW			1,438					
R8.2	5 kW			1,278					
R8.3	5 kW			1,145					
R8.4	5 kW			1,246					
R8.5	5 kW			1,089					
R8.6	5 kW			904					
R8.7	5 kW			1,021					
R8.8	5 kW			1,044					
R8.9	5 kW			664					
R8.10	5 kW			676					
R8.11	5 kW			874					
								合計	

※端数処理 ・月額料金 ～ 小数点以下切り捨て
 ・予定使用電力量 ～ 小数点以下四捨五入
 ・その他の項目 ～ 小数点第2位未満切り捨て

4 福島北警察署飯坂幹部交番①【従量電灯C】

年月	契約電力	基本料金単価	基本料金	予定使用電力量(kWh)	電力料金単価			電力量料金計	月額料金
					～120kWh	121kWh～300kWh	300kWh～		
R7.12	10 kVA			1,023					
R8.1	10 kVA			1,260					
R8.2	10 kVA			1,113					
R8.3	10 kVA			1,100					
R8.4	10 kVA			1,022					
R8.5	10 kVA			991					
R8.6	10 kVA			838					
R8.7	10 kVA			934					
R8.8	10 kVA			932					
R8.9	10 kVA			914					
R8.10	10 kVA			913					
R8.11	10 kVA			1,004					
								合計	

5 福島北警察署飯坂幹部交番②【低圧電力】

年月	契約電力	基本料金単価	基本料金	予定使用電力量(kWh)	電力料金単価			電力量料金計	月額料金
					その他季節	夏季			
R7.12	14 kW			1,046					
R8.1	14 kW			1,675					
R8.2	14 kW			1,488					
R8.3	14 kW			1,252					
R8.4	14 kW			480					
R8.5	14 kW			154					
R8.6	14 kW			244					
R8.7	14 kW			652					
R8.8	14 kW			919					
R8.9	14 kW			651					
R8.10	14 kW			186					
R8.11	14 kW			273					
								合計	

6 福島北警察署茂庭駐在所【従量電灯B】

年月	契約電力	基本料金単価	基本料金	予定使用電力量(kWh)	電力料金単価			電力量料金計	月額料金
					～120kWh	121kWh～300kWh	300kWh～		
R7.12	30 A			406					
R8.1	30 A			603					
R8.2	30 A			533					
R8.3	30 A			480					
R8.4	30 A			343					
R8.5	30 A			271					
R8.6	30 A			211					
R8.7	30 A			344					
R8.8	30 A			442					
R8.9	30 A			359					
R8.10	30 A			220					
R8.11	30 A			298					
								合計	

※端数処理 ・月額料金 ～ 小数点以下切り捨て
 ・予定使用電力量 ～ 小数点以下四捨五入
 ・その他の項目 ～ 小数点第2位未満切り捨て

7 福島北警察署藤田駐在所【従量電灯B】

年月	契約電力	基本料金単価	基本料金	予定使用電力量(kWh)	電力料金単価			電力量料金計	月額料金
					～120kWh	121kWh～300kWh	300kWh～		
R7.12	40 A			334					
R8.1	40 A			403					
R8.2	40 A			387					
R8.3	40 A			361					
R8.4	40 A			286					
R8.5	40 A			259					
R8.6	40 A			309					
R8.7	40 A			519					
R8.8	40 A			529					
R8.9	40 A			452					
R8.10	40 A			264					
R8.11	40 A			270					
								合計	

8 福島北警察署大木戸駐在所【従量電灯B】

年月	契約電力	基本料金単価	基本料金	予定使用電力量(kWh)	電力料金単価			電力量料金計	月額料金
					～120kWh	121kWh～300kWh	300kWh～		
R7.12	40 A			344					
R8.1	40 A			446					
R8.2	40 A			374					
R8.3	40 A			343					
R8.4	40 A			256					
R8.5	40 A			233					
R8.6	40 A			213					
R8.7	40 A			302					
R8.8	40 A			325					
R8.9	40 A			300					
R8.10	40 A			269					
R8.11	40 A			306					
								合計	

9 福島北警察署伊達崎駐在所【従量電灯B】

年月	契約電力	基本料金単価	基本料金	予定使用電力量(kWh)	電力料金単価			電力量料金計	月額料金
					～120kWh	121kWh～300kWh	300kWh～		
R7.12	30 A			355					
R8.1	30 A			466					
R8.2	30 A			396					
R8.3	30 A			352					
R8.4	30 A			296					
R8.5	30 A			279					
R8.6	30 A			279					
R8.7	30 A			481					
R8.8	30 A			621					
R8.9	30 A			476					
R8.10	30 A			278					
R8.11	30 A			328					
								合計	

※端数処理 ・月額料金 ～ 小数点以下切り捨て
 ・予定使用電力量 ～ 小数点以下四捨五入
 ・その他の項目 ～ 小数点第2位未満切り捨て

電気供給契約書（案）

福島県（以下「甲」という。）と 以下「乙」という。）は、
福島北警察署瀬上交番ほか8施設の電気供給業務について次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、別紙1に掲げる対象施設を使用するために甲が必要とする電気を安定的に供給し、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（供給期間）

第2条 供給期間は、令和7年12月の検針日から令和8年12月の検針日前日までとする。

（契約単価）

第3条 契約単価は、別紙2のとおりとする。

（権利義務の譲渡）

第4条 乙は、本契約によって生じる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（機密の保持）

第5条 甲及び乙は、本契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。本契約終了後又は本契約の解除後においても、同様とする。

（個人情報の保護）

第6条 乙は、個人情報の取扱い及び管理について、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約電力）

第7条 この契約における契約電力は仕様書に規定する契約アンペア、契約容量又は契約電力によるものとする。

（計量及び検査）

第8条 乙は、甲が使用した電力量（以下「使用電力量」という。）を、毎月1回電力量計に記録された値により計量し、その結果について甲が別に指定する甲の職員による検査を受けるものとする。

なお、計量日は甲乙協議の上決定する。

（使用電力量の増減）

第9条 使用電力量は、甲の都合により予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

なお、この場合、契約単価の変更は行わない。

(電気料金の支払い)

第10条 乙は第8条の規定による検査に合格したときは、甲に対し、月ごとに電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）を甲に対し適法な請求書により請求するものとする。

2 前項に規定する電気料金は、次の第1号から第3号に掲げる金額の合計金額とする。

なお、使用電力量に端数があるときは、小数点以下第1位で四捨五入するものとし、計算の結果、電気料金に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 契約アンペア、契約容量又は契約電力に第3条に規定する契約単価（以下「契約単価」という。）を乗じて得た額（力率割引割増を行う場合は、力率割引割増をして得た額）

(2) 使用電力量に契約単価を乗じて得た額（燃料費調整を行う場合は、燃料費調整額を加え、又は差し引いて得た額）

(3) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく賦課金

3 甲は、第1項の請求書を受理したときは、その日から30日以内（以下「支払約定期間」という。）に電気料金を乙に支払うものとする。

(支払い遅延利息)

第11条 乙は、甲がその責に帰すべき理由により、電気料金を支払約定期間内に支払わない場合は、甲に対して支払時期到来の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、支払遅延金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、またはその金額が100円未満であるときは、その端数の金額又はその金額を切り捨てる。）を遅延利息として乙に納付しなければならない。

(契約単価等の変更)

第12条 本契約締結後、経済事情の変化等により契約単価が不適当となったときは、甲乙協議の上、当該契約単価を変更することができる。

2 燃料費の変動等により、契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、甲乙協議の上、当該契約単価を変更することができる。ただし、当該地域を管轄する一般電気事業者の燃料費調整額を超えない範囲で行うものとする。

(接続供給契約の義務)

第13条 乙が、電気事業法（昭和39年法律第170号）第16条の2第1項の規定に基づく特定規模電気事業者であるときは、乙と当該地域を管轄する一般電気事業者との間に、乙が本契約に基づき、電気を安定して供給するために必要とする接続供給契約を締結しなければならない。

(甲の解除権及び契約が解除された場合の違約金)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく本契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) 電気の供給をする見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 本契約の締結又は履行に当り詐欺その他不正行為をしたとき。
- (4) 本契約の条項に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき。
- (5) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (6) 第15条第1項の規定によらないで乙から本契約の解除の申し入れがあったとき。
- (7) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- (8) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約単価に発注を予定していた全数量を乗じて得た金額から履行済の金額を控除した額の10分の1を甲に納付しなければならない。また、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその責務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の責務について履行不能となった場合

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

（乙の解除権）

第15条 乙は、甲がその責めに帰すべき事由により契約に違反するなど正当な理由があるときは、その理由を書面により甲に通知することによって、本契約を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（損害賠償）

第16条 乙は、本契約に定める義務を履行しないために甲に損害（第三者に及ぼした損害を含む。）を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合は、その負担について甲乙協議して定める。

（談合による損害賠償）

第17条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、第2条に規定する供給期間に係る契約アンペア、契約容量又は契約電力、及び予定使用電力量にそれぞれの契約単価を乗じて得た額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定す

る不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、本契約の履行が完了した後においても適用するものとする。

なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（契約の費用）

第18条 乙は、本契約に要する費用を負担しなければならない。

（疑義の決定）

第19条 本契約について疑義等が生じたとき、又は本契約に定めのない事項で約定する必要が生じたときは、甲乙協議の上別に定めるものとする。

（紛争の処理）

第20条 本契約について紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県福島市飯坂町平野字江合2番地の8
氏 名 福島県
福島県福島北警察署長 小 林 健 一

乙 住 所
氏 名

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知するものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この

限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

別紙1

通番	施設名	郵便番号	所在地
1	福島北警察署瀬上交番	960-0101	福島市瀬上町字本町 2 4 - 1
2	福島北警察署笹谷交番①	960-0241	福島市笹谷字出水田 8 - 2
3	福島北警察署笹谷交番②	960-0241	福島市笹谷字出水田 8 - 2
4	福島北警察署飯坂幹部交番①	960-0211	福島市飯坂町湯野字湯ノ上 9
5	福島北警察署飯坂幹部交番②	960-0211	福島市飯坂町湯野字湯ノ上 9
6	福島北警察署茂庭駐在所	960-0271	福島市飯坂町茂庭字西川原 5
7	福島北警察署藤田駐在所	969-1761	伊達郡国見町藤田字一丁田三 1 3 - 2
8	福島北警察署大木戸駐在所	969-1714	伊達郡国見町高城字下家老 1 4 3 - 1
9	福島北警察署伊達崎駐在所	969-1662	伊達郡桑折町下郡字柿ノ口 8 - 4

別紙2

通番	施設名	契約単価		
		基本料金	電力量料金単価 (円/kW)	
1	福島北警察署瀬上交番		最初の120kWhまで	
			120kWhをこえ300kWhまで	
			300kWhをこえる	
2	福島北警察署笹谷交番①		最初の120kWhまで	
			120kWhをこえ300kWhまで	
			300kWhをこえる	
3	福島北警察署笹谷交番②		夏季（7月～9月）	
			その他季節	
4	福島北警察署飯坂幹部交番①		最初の120kWhまで	
			120kWhをこえ300kWhまで	
			300kWhをこえる	
5	福島北警察署飯坂幹部交番②		夏季（7月～9月）	
			その他季節	
6	福島北警察署茂庭駐在所		最初の120kWhまで	
			120kWhをこえ300kWhまで	
			300kWhをこえる	
7	福島北警察署藤田駐在所		最初の120kWhまで	
			120kWhをこえ300kWhまで	
			300kWhをこえる	
8	福島北警察署大木戸駐在所		最初の120kWhまで	
			120kWhをこえ300kWhまで	
			300kWhをこえる	
9	福島北警察署伊達崎駐在所		最初の120kWhまで	
			120kWhをこえ300kWhまで	
			300kWhをこえる	

（消費税及び地方消費税相当額を含む。）